

## 公 告

関税法第37条第5項の規定に基づき、下記のとおり大分港大在地区指定保税地域の名称の表示について一部変更を行ったことから、同条第4項の規定により公告する。

### 記

令和8年1月26日に追加指定した大分港大在地区指定保税地域の名称の一部について、下記のとおり変更する。

大分港大在地区指定保税地域

追加指定された建設物

名称【変更前】

大分港大在地区指定保税地域（大在外貨上屋）

【変更後】

大分港大在地区指定保税地域（大在外貿上屋）

令和8年 4月30日

門司税関長 弓削 州司